

紀の国

 和歌山市管工事業協同組合



紀の国わかやま国体 開会式 / 紀三井寺公園陸上競技場 (平成27年9月26日)

写真提供 / 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会

URL <http://w-kankoji.com/>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com

紀の国わかやま国体

わが国最大かつ最高のスポーツの祭典である国民体育大会が、平成27(2015)年に和歌山県で開催されました。昭和46(1971)年の第26回の黒潮国体から44年ぶりの開催となりました。

大会愛称の「紀の国」は、万葉の時代より和歌山を表す言葉として使われ、今も県民に親しまれ、さまざまな場面で使われている言葉です。第70回国民体育大会が和歌山県で開催されたことを明確に示す「わかやま国体」に「紀の国」を付けた愛称が県民に親しまれたとともに、「紀の国」を全国に発信しました。

－ 目次 －

「いよいよはじまるマイナンバー」	1
役員会報告	7
組合の動き	8
青年部の動き	9
雑学の泉	10
会社訪問	11
趣味のコーナー	12
編集後記	13

特集

「いよいよはじまるマイナンバー (税と社会保障の共通番号)」



税理士法人 タックス関西 和歌山事務所
所長税理士 淡 路 満



平成28年1月から税、社会保障、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

《マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性と高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。》

公平・公正な 社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の 効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合や、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便 性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

《マイナンバーの使用できる範囲》

マイナンバーは社会保障、税、災害対策と法律で定められた以外に使用できません。この法律に反し使用すると罰則規定があります。

社会保障

年金	労働
医療	福祉

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税

- 税務当局に提出する申告書、届出書、申請書などに記載
- 税務当局の内部事務 など

災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

個人のマイナンバーはどうすればよいの

(1) 簡易書留でマイナンバーが郵送されます

10月に12桁の個人番号を記載した「通知カード」が世帯分まとめて世帯主宛に簡易書留で郵送されます。

「通知カード」には氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。



(2) 「個人番号カード」を申請する

①「通知カード」が届いたら「個人番号カード」を市町村に申請する。(申請は任意です)

「個人番号カード」とは、マイナンバーを記載した書類の提出やさまざまな本人確認の利用ができます。

カードに表示された情報は、ICチップに記載された所得情報やプライバシー性の高い個人情報は記録されません。



(3) 「個人番号カード」の申請と受取方法

①郵送による申請

「通知カード」に同封される個人番号カード交付申請書に記入のうえ、顔写真を添付して、同封の返信用封筒で郵送する。

②オンラインで申請

個人番号カード交付申請書に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取り、顔写真を撮影し、オンラインで申請する。

③「個人番号カード」の受取

「個人番号カード」を申請したら、2016年1月以降、市町村から「交付通知書」が届きますので市町村窓口にて、「個人番号カード」を受取る



(4) 受取に必要なもの(交付手数料は無料)

- ①「交付通知書」(はがき)
 - ②「通知カード」(返納します)
 - ③運転免許証等の本人確認書類
- (注1) 住基カードは返却します。

(5) 「個人番号カード」のメリット

- ①マイナンバーを証明する書類になる
- ②本人確認ができる公的な身分証明書になる
- ③行政手続きのオンライン申請が利用できる
- ④印鑑証明書、図書カード、健康保険証として利用できる
- ⑤民間のオンライン取引や口座開設に利用できる
- ⑥コンビニで各種証明書を取得できる
- ⑦確定申告を申請する際、医療費控除の領収書が不要になる(予定)

検討中のものを含みます

企業のマイナンバーはどうすればよいの

(1) 企業は個人と同じく、今年の10月に登記をされている所在地に13桁の番号通知が送付されます。登記所在地が本店所在地と異なる場合には、登記されている所在地に通知があります。

(2) 企業がやるべきこと

- ①マイナンバーを安全に管理するための体制を整えること
- ②企業内での「基本方針」と「取扱規程」後記サンプル掲載)を作成すること

サンプル 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当社は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、お客様、取引先及び従業員等の特定個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を以下のとおり定め、代表者、従業員、その他の従業員に周知し、徹底を図ります。

1. 特定個人情報等の適切な取扱い

当社のお客様、取引先及び従業員等の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するに当たって、当社が定めた取扱規程に従い適切に取り扱います。
2. 利用目的

当社は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

 - (1) 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
 - (2) 業務委嘱契約等に基づく年末調整事務及び法定調書作成事務
 - (3) 上記（1）及び（2）に付随して行う事務
3. 安全管理措置に関する事項
 - (1) 当社は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために取扱規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、従業員等に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業員等に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - (2) 特定個人情報等の取扱いについて、お客様、取引先及び従業員等の承諾を得て第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当社は、特定個人情報等に関する法令（※）、特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、全従業員が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。
5. 継続的改善

当社は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び社内規程等を継続して改善します。

平成 27 年 月 日
 法人名
 代表取締役

サンプル 特定個人情報等取扱規程

特定個人情報等取扱規程

- 第1章 総則
- (目的)
 第1条 本規程は、当社における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定める。
- (定義)
 第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。
- ① 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
 - ② 個人番号

住民票コードを交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をいう。
 - ③ 特定個人情報

個人番号その内容を含む個人情報をいう。
 - ④ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものである個人情報保護法施行令で定められたものをいう。
 - ⑤ 個人情報ファイル

個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
 - ⑥ 特定個人情報ファイル

個人番号その内容を含む個人情報ファイルをいう。
 - ⑦ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
 - ⑧ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
 - ⑨ 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

- ⑩ 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者

特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。

- ⑪ 従業員

当社にあって、直接間接に当社の指揮監督を受けて、当社の業務に従事している者をいう。
- ⑫ 特定個人情報の取扱い

特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

- (適用)
 第3条 本規程は従業員等に適用する。
 2. 本規程は、当社が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

- (特定個人情報基本方針)
 第4条 当社における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。
- ① 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、当社の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文
 - ② 特定個人情報の利用目的
 - ③ 問い合わせに関する事項
 - ④ 特定個人情報の安全管理措置に関する事項
 - ⑤ 特定個人情報の社内体制に関する事項
2. 基本方針は、従業員等に周知せしめるものとする。

- 第2章 管理体制
 (個人番号を取り扱う事務の範囲)
 第5条 当社において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。
- ① 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
 - ② 業務委嘱契約等に基づく年末調整事務及び法定調書作成事務
 - ③ 上記②に付随して行う事務

- (特定個人情報保護責任者)
 第6条 当社は、特定個人情報等の取扱いに關して総合的な責任を有する特定個人情報保護責任者を設置するものとし、その責任者は○ ○ ○ ○ (社長)とする。

- (事務取扱)
 第7条 当社は、次に掲げる特定個人情報等に関する事務を行うものとする。
- ① 従業員等に係る個人番号関係事務に関する事務

- ② 業務契約その他委任状等により委任された個人番号関係事務の作成に係る事務（事務取扱担当者）

- 第8条 当社における特定個人情報等を取り扱う事務については、各担当者が事務取扱担当者となり、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。
- ① 取得した特定個人情報等を含む書類等（磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という。）を含む。）は、各事務取扱担当者において安全に管理する。
 - ② 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。
 - ③ 従業員等の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、従業員等に交付する。
 - ④ 委託者の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、税務書類等を作成し、行政機関等に提出するとともに、委託者に交付する。
2. 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。
3. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録する。

- (管理区域及び取扱区域)
 第9条 当社は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、特定個人情報等を管理する区域（以下、「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下、「取扱区域」という。）を明確にする。
2. 管理区域とは、特定個人情報ファイル进行管理するキャビネット等のある区域とし、キャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。
 3. 取扱区域とは、事務取扱担当者の机周辺とし、施錠配置等による安全管理措置を講じることとする。

- (従業員の教育)
 第10条 当社は、従業員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

- (従業員の監督)
 第11条 当社は、従業員が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

- (特定個人情報等の取扱状況の確認)
 第12条 特定個人情報保護責任者は、当社における特定個人情報等の取扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。
2. 特定個人情報保護責任者（及び代表者）は、執務記録の内容を定期的に確認する。

- (体制の見直し)
 第13条 当社は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策

について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第14条 当社における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2. 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第3章 個人番号の取得、利用等
(個人番号の取得、提供の求め)

第15条 当社は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2. 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかとなるときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第16条 当社は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

2. 書面の送付により個人番号の提供を受けたときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

(本人確認書類の保存)

第17条 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

(個人番号の利用)

第18条 当社は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当該事務が保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 当社は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

2. 特定個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえで適切に保存する。

4ページ

第4章 特定個人情報等の保管、管理等
(保管)

第20条 当社は、第5条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2. 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。

- ① 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等は、錠錠できるキャビネット等に保管する。
 - ② 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえでこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。
 - ③ 特定個人情報等を含む書類であって、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。
3. 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

(情報システムの管理)

第21条 当社において使用する情報システムにおいて特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

- ① 特定個人情報保護責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- ② 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。
- ③ 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。
- ④ 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(特定個人情報等の持出し等)

第22条 当社において保有する特定個人情報等を持ち出すときは、次に掲げる方法により管理する。

- ① 特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。
- ② 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。
- ③ 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

5ページ

第5章 特定個人情報等の提供
(特定個人情報等の提供)

第23条 当社にて保有する特定個人情報等の提供は、第5条に規定する事務に限るものとする。

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当社で保有している特定個人情報等を提供することができる。

(開示、訂正)

第24条 当社にて保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは、速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第25条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 委託
(委託先の監督)

第26条 当社は、当社の従業員等に係る個人番号関係事務の全部又は一部を他者に委託するときは、委託先において安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

2. 当社は、委託先に対して次に掲げる事項を実施する。
 - ① 委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
 - ② 委託先との間で次の事項等を記載した契約を締結する。
特定個人情報に関する秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告等

3. 委託先が当社の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督については、前2項の規定を準用する。

(再委託)

第27条 当社は、委託を受けた個人番号関係事務の全部又は一部を他者に再委託するときは、委託者の許諾を得なければならない。

2. 当社は、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとし、再委託先の監督については、前条の規定を準用する。

6ページ

第7章 廃棄、消去
(特定個人情報等の廃棄、消去)

第28条 当社は、第20条第1項に規定する保管期間を経過した書類等について、次の通り速やかに廃棄する。ただし、個人番号については従業員退職後、1年間を経過した場合の一定期日をもってマスキング等により破棄するものとする。

- ① 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- ② 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。
- ③ 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

(廃棄の記録)

第29条 当社は、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。

第8章 その他

(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報等の取扱い)

第30条 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者においても、保有する特定個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に特段の定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律における個人情報の保護措置に関する規定及び主務大臣のガイドライン等に基づき、適切に取り扱うものとする。

(所管官庁等への報告)

第31条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

(罰則)

第32条 当社は、本規程に違反した従業員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の従業員に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

附則

1. 本規程は、平成27年 月 日より実施する。

7ページ

サンプル マイナンバー制度に伴うお知らせ

平成27年 月 日

マイナンバー制度に伴うお知らせ

2016年1月よりマイナンバー制度が開始することになりました。マイナンバーとは住民票を持つ国民全員に一人ずつ付与され、税、社会保障、災害対策といった分野に利用されます。
このみなさんのマイナンバーを記録された「通知カード」が2015年10月より各市町村から順次簡易書留で郵送されます。

通知カードは皆さんの住民票上の住所に送られてきますので、まずは住民票の住所をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には、住民票の移動の手続きを行ってください。

なお通知カードが手元に届きましたら**重要に保管して損って変更することのないようにしてください。**

みなさんのマイナンバーは、**会社が行う社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務**となっています。
追ってみなさんのマイナンバーについての利用目的を示した上で、通知カードを会社に提示していただきますのでスムーズな提供にご協力ください。

【個人番号カード申請のお勧め】
通知カードが郵送される際、「個人番号カード交付申請書」が同封されています。個人番号カードとは、マイナンバーが記録された顔写真入りのICカードで、今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると後日市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。初回交付の手数料は無料で今後身分証明書として活用されることとなりますのでこの機会に個人番号カードの申請を行っておくことをお勧めします。

以上

サンプル 特定個人情報利用目的通知書

特定個人情報利用目的通知書

当社従業員 各位

当社は、貴殿および貴殿の扶養家族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用いたします。

税務	1	源泉徴収票作成事務
	2	扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務
	3	退職所得に関する申告書作成事務
社会保険	1	健康保険・厚生年金保険届出事務
	2	健康保険・厚生年金保険申請・請求事務
	3	雇用保険・労災保険届出事務
	4	雇用保険・労災保険申請・請求事務
	5	雇用保険・労災保険証明書作成事務

サンプル 個人番号の収集について

個人番号の収集について

当社従業員 各位

貴殿及び貴殿の扶養家族の個人番号を確認させていただきたいと思っております。なお、お預かりした個人番号については、その使用目的を税務・社会保険に限定し、また情報が漏えい等することのないよう管理させていただきますので、ご協力お願いいたします。

	関係性	氏名	個人番号
従業員氏名	本人	様	
配偶者名	配偶者	様	
被扶養者名		様	
		様	
		様	
		様	
		様	

平成27年 月 日までに提出してください。

サンプル 個人番号(マイナンバー)の提供のご依頼

個人番号(マイナンバー)の提供のご依頼

株式会社

様

個人番号(マイナンバー)について、法令に基づく義務(税務手続き)を履行するため貴殿の個人番号の提供を 月 日までお願いいたします。

利用目的については、下記の通りとなります。
【利用目的】
報酬、料金、契約金及び資金の支払調書作成のため

なお、提供の遅延や提供自体が行われないことに起因した不利益(社会保険の手続きや税務手続きの遅延等)については会社は一切責任を負いかねますので、何卒スムーズな提供にご協力ください。

通知カード貼付欄

※この欄に自治体より送付された通知カードのコピーを貼付して下さい。

淡路満会計事務所は平成27年5月1日をもって税理士法人化しました

新名称	税理士法人タックス関西	社員税理士	淡路	満
和歌山事務所	和歌山市南田辺丁30番地	同	山本	大介
大阪事務所	大阪市中央区難波千日前5番19号	同	山本	幸喜
橋本事務所	橋本市脇1丁目4番3号	税理士	松下	勝也

役員会報告

— ダイジェスト版 —

6月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成27年6月9日(火)
午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事9名、監事2名
- 1. 出席役員 理事9名、監事2名



議事の大意は次のとおり

第1号議案 第69回通常総会の費用精算について
事務局長から、第69回通常総会の費用について、別紙明細書により説明あり、全員異議なく承認可決。

第2号議案 役員改選に伴う役員の担当職務について

事務局長から、平成27～28年度の役員の担当職務について別紙により提案、全員異議なく原案どおり可決（この項についての担当職務組織表は本誌第44号にて掲載）

第3号議案 組合職員の人事案件について

事務局長から、①職員の育児休暇に関連した人事について ②夏期賞与の支給について 提案あり、全員異議なく賛成にて可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 代表者変更のあった組合員

- (1) (有)ロータリーサービス
代表取締役 杉山 勤 → 取締役 金田五男
- (2) 森田鉄建(株)
代表取締役 森田直子 → 代表取締役 森田 大介
- (3) 紀陽ダイキン空調(株)
代表取締役 津田米造 → 代表取締役 東山 雅昭
- (4) バンドー設備工業(株)
代表取締役 坂東利仁 → 代表取締役 坂東 利明

2. 平成27年度「水道事業実務必携」

3. ゼンリン地図幹旋のご案内

4. 給水装置工事主任技術者試験図書の幹旋について

5. 機械設備工事・積算マニュアル（2015）幹旋について

組合の動き

第47回紀州おどり「ぶんだら節」に組合連が出場



8月1日(土)、和歌山市における夏の風物詩・紀州おどり「ぶんだら節」が開催されました。昨年は残念ながら荒天のため中止となりましたが、今年も私たち組合連は、大人と子供を交えた60名が「正調ぶんだら節」に参加しました。

参加の目的は、市民の皆様には私たち水道工事のプロ集団をアピールし、管工事業界のイメージを上げる事です。また、組合員事業所関連の方々をはじめ組合職員との親睦と連帯感を深めています。今年は、踊りの連が56連、大人も子供も交えて総勢6,000名が参加し、猛暑の夜でしたが、会場は来場者で埋め尽くされ、沿道からの応援がある中、賑やかな踊りが繰り広げられました。出場する連には半被や浴衣、華やかなオリジナルの衣装と小物に加え、手作りで工夫した横断幕や山車やみこしなどもあり、我が組合連も、軽トラックに大小の水道の蛇口で飾られた山車を作り、小さな子供たちががんばって山車を曳き、会場でのアナウンスと共に市民の皆様にはアピールしながら和歌山城周辺を踊り歩きました。今回のぶんだら踊りで、徳島県のイメージキャラクター「すだちくん」の参加があり、私たち組合連に並んで一緒に踊ったり楽しい夏の思い出となりました。

私たち組合連は毎年踊りに参加しています。さらに人数を増やし、先頭を踊る浴衣姿の女性陣も増やせばもっと華やかになります。初めての方、踊りが苦手な方でも簡単な踊りで少し練習をすれば楽しく踊れます。来年は是非一緒に踊りませんか？より沢山の方のご参加をお待ちしています。



青年部の動き

河川愛護月間 紀の川一斉清掃に参加



去る7月26日(日)に、国土交通省主催による紀の川一斉清掃が開催され、組合青年部は、今年も恒例の事業として組合員、従業員を始め、家族並びに事務局から総勢60名が参加しました。

国土交通省では昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動

を実施しています。この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的としています。紀の川におきましても、一斉清掃を毎年実施しており、今年も河川敷で一斉清掃を行いました。

和歌山市水道局の皆さんと一緒に、同じ担当区域を清掃しましたが、1時間ほどでゴミを処理しました。河川のゴミは年々少なくなっていますが、参加者をはじめ子供たちにはボランティア活動を通じて、自然環境に対する関心を高める良い機会となっています。

「青年部第20回通常総会開催」

青年部の第20回通常総会が、去る7月4日(土)午後6時から、組合本部3F会議室において開催されました。

当日は、中口幹事[ヤスキ水道設備]の司会で進行し、議長には山下幹事[山下アロー設備(株)]が選出されました。平成26年度事業報告並びに決算報告、続いて平成27年度事業計画(案)並びに予算(案)が審議され、全議案が原案どおり承認されました。役員改選では、中山会長[株中山建設]より提案説明があり、新年度も現体制での継続が承認されました。

青年部新役員

会長	中山 清 誠	[株中山建設]
副会長	森田 大 介	[森田鉄建(株)]
副会長	植野 誠	[株小佐田設備工業]
会計	斉藤 孝 幸	[伸紀建設]
幹事	池田 直 仁	[I.K.Dイケダ設備サービス]
幹事	中西 敏 揮	[東和冷機(株)]
幹事	中口 泰 樹	[ヤスキ水道設備]
幹事	中澤 伸 悟	[株中澤工業]
幹事	藤本 真 司	[株藤本水道]
幹事	山下 大 樹	[山下アロー設備(株)]
監事	斉藤 寛 史	[株藤島建設]
監事	中村 伸 行	[中村設備工業(株)]



ああおもしろい虫の声

♪あれ松虫が鳴いている～

ちんちろちんちろちんちろりん～

夜になると、秋の虫たちの合唱が真っ盛りですが（みなさんがこれを読んでいる頃には寒くなってもう虫の声は聞こえないかもしれません）、セミの鳴き声で夏の暑さを感じ、夜の虫たちの声で夏の終わりを感じ、虫の声に風情を感じるのは日本人だけ、正確にいうと、日本語やポリネシア語をしゃべる人だけだそうです。そのほかの国の人たちには虫の声は雑音に聞こえているそうです。

人間の脳は右側と左側で役割分担をしていて、右脳はイメージや音楽などの芸術的なことを処理し、左脳は言葉の理解などの論理的なことを処理しています。ここまでは世界中どこの国の人でも、何語を話していても同じなのですが、虫の音などの音を日本人は、言語を処理する左脳で聴き、その他の国の人には機械音や雑音を処理する右脳で聴いていることがわかっています。虫の音だけでなく、動物の鳴き声、雨、風、波の音、小川のせせらぎなどの自然の音も日本人は左脳で聴いているそうです。

なぜ同じ音を聞いても脳の中で処理をする部分が違うのかというと人種により脳の構造が違うというようなハードの違いではなく、何語で育ったかというソフト的な違いによるという事です。

日本語をしゃべって育った人は、左脳で虫の声を聴き、他の言葉で育った人は虫の声は右脳で聴くので雑音に聞こえません。西洋人や韓国、中国人などのアジアの人でも、日本語で育った人は虫の声で風情を感じ、日本人でも英語で育った人は虫の声は雑音に聞こえるらしいです。

自然の音に風情を感じたりできるのは日本人だからではなく、日本語で育ったからなのです。日本語と同じような効果を持つ言葉は今のところ世界でもポリネシア語だけだそうです。

ああおもしろい虫の声



会社訪問



おじゃマンⅡ号の
儲かりまっか!
大演

会社概要

代表取締役会長 坂東利仁
昭和17年11月25日生 72歳

代表取締役社長 坂東利明
昭和48年9月25日生 42歳

専務取締役 坂東信幸
昭和50年2月5日生 40歳

創立 昭和32年10月15日
和歌山市小野町二丁目十八番地にて
故坂東利忠氏(大正5年生・当管工
事組合第9代理事長)、土井達也両
氏が坂東興行(株)を設立

所在地 本社 和歌山市小野町二丁目十七番地
(平成24年3月新社屋を建設)

営業種目 空気調和、給排水衛生及び水処理、
防災設備工事、電気工事の設計並び
施工、維持管理メンテナンス業務

従業員 40名
(1級、2級管工事施工管理技士15名・
1級、2級土木施工管理技士6名)

会社理念 『設計・施工は元よりアフターメン
テナンスの信頼を誇りとする。』

おじゃマンⅡ号『儲かりまっか!会社訪問』— 新社長
シリーズ— は、今年6月に坂東利仁氏が代表取締
役会長に、長男の利明氏が社長に、次男信幸氏が
専務に就任した『バンドー設備工業株式会社』を紹
介いたします。



従業員の皆さんと



バンドー設備工業株式会社

おじゃマンⅡ号：利明新社長就任おめでとうございま
す。『そらそうと!』こちらへん、なんでか「新社長
シリーズ」がおおはやりでかなわんわー。そんでも
皆若いわなー、利明新社長も42歳やし、こないだ
の取材での社長さんも43歳やったし最年少記録の
連発や、プロ野球の監督みたいやな

利明新社長：自分は平成12年に入社して、15年
目ですが、会社の方は再来年(平成29年)には60
周年を迎えます。先代の祖父利忠・二代目土井達
也氏が会社を設立し、今年の6月三代目の父利仁
が会長に、私が社長(四代目)に、弟の信幸が専務
に就任しました。父(会長)もまだまだ元気ですし、
弟(専務)、社員の皆で会社を盛り上げて60周年に
は『絶対!社員旅行にいくぞー』と計画中です。

おじゃマンⅡ号：老舗になりましたねー、わてらの管
組合も来年で70周年を迎える時代やさかいなー、こ
れからは三代目の時期になってくるわなー、来年の
大河ドラマ『真田丸』の真田家三代どころか『坂東家
三代』やな!(ちなみに真田幸村の兄の名が信幸なん
です…参考に)

おおっと!・・・そんな話をしていると、突然、元気ハツ
ラツの会長が乱入!! 会長から『激励の一言』をいた
だきました

坂東利仁新会長：『おじゃマン!これからはものをつくる
ばかりじゃいかん、
お得意さんにはメンテ
ナンスも含めて24時
間365日の低廉かつ
親切な対応をせなあ
かんで、それと若い
世代を育てなあかん、
わしも組合では今の
青年部ぐらいの時は
がんばったぞ、組合
の若い役員もまだま
だがんばれ!』



¥¥商売繁盛で笹もってこい! ¥¥
¥¥にしるえべっさんの前にて¥¥



Ponちゃんの
趣味の
コーナー

『まちづくり物語—山東盆地編』



有限会社ユカワ開発

湯川正純会長

土木工事業に始まり、水道工事業に総合建設業と、さらには一級建築事務所に不動産業と、はたまた農業もしているという 山東盆地を開発し地域を盛り上げている「**山東まちづくり会**」会長の湯川正純氏を紹介しちゃいましょう。

所在地 和歌山市木枕27-1
生年月日 昭和42年1月3日48歳 (AB型)
家族 父(77歳) 母(74歳) 妻
長女(20歳) 次女(18歳)

Ponちゃん：会長なのか、社長なのか、それにしてもいろいろしてますねー。まず総合建設業としての有限会社ユカワ開発 (2級土木・管工事施工管理技士)、一級建築士事務所 (一級建築士)、ユカワ住建 (宅地建物取引主任者)、NPO法人日本ビオトープ協会 (緑化事業) (ビオトープアドバイザー・2級造園施工管理技士)、他にもいろいろ資格もあるでしょうが、ちなみにビオトープアドバイザーとは何しますの？

湯川会長：簡単に説明すると小学校の校庭に池を造るとすると、その池にどんな生き物や植物植えたらとか、和歌山市内では3か所の小学校 (高松小・大新小・紀伊小) の工事に関わった。

Ponちゃん：仕事以外にも農業 (米・イチジク・みかん・柿・梅・タケノコ) してるし、消防団 (21年目) の活動もしてるし大変ですね、それに「山東まちづくり会」の会長もしてるそうやけど、



湯川会長が育てたみかんといちじく

どんな活動してるんです？

湯川会長：山東まちづくり会とは和歌山市にある山東という地域を盛り上げる会です。会員は20歳から70歳と幅広く、約60人参加しています。山東は貴志川線沿線位置する山に囲まれた地域で、タケノコやミカンなどの農産物が盛んな地域です。他にも木の神様を祭る紀伊国一の宮の伊太祁曾神社や四季を通して自然を楽しめる四季の郷公園などがあり、春には「クラフトフェア・手作り市」(手作り作品の展示販売) 夏には地元の竹を使った竹燈籠や小学生・中学生が描いた紙コップ製の燈籠を使ったキャンドルイベント『竹燈夜in四季の郷』、秋には鮎のつかみ取りなどのイベントを主催したり、和歌山の秋の風物詩・和歌山城での竹燈夜 (10/18) の協力をしたりと、また地域で昔からある成人の日にしめ縄を巻いて上半身裸で走る行事を復活させたり、また新たな企画に取り組んだりしています。※詳しくは「山東まちづくり会」のホームページ見てください。

Ponちゃん：山東の皆さん頑張ってますねー、Ponちゃんの地元も負けないう「山〇むらづくり会」がんばるぞー。読者の皆さんも「地方創生」でがんばろう。



紙コップ製の燈籠



『竹燈夜 in 四季の郷』



編 集 後 記



★ 9月26日(土)から開催されました第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」、引続いて開催されました第15回全国障害者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」も10月26日(月)に閉会されます。全国からは、選手団をはじめたくさんの方々に和歌山に来ていただきました。改めて厚くお礼申し上げます。おかげで和歌山県選手団男女総合優勝「天皇杯」を獲得することができました。

★ 本記の表紙には毎号「紀州の祭り」シリーズを掲載していますが、本号ではビッグイベントである「紀の国わかやま国体」の開催式をかざらせて戴きました。開会式当時はまだ真夏日のような暑さでしたが「全国障害者スポーツ大会」が始まる頃には、1ヶ月の短い期間にもかかわらず、朝夕寒さを感じさせられます。

★ 本誌の特集として、当組合顧問税理士の淡路満先生をお願いして「いよいよはじまるマイナンバー」について、執筆をお願いしました。内閣府が今年7～8月に実施した調査によりますと、回答者のうち34.5%の人が「個人情報漏えい、プライバシー侵害」を不安視。また、「国に個人情報が一元管理される」と心配する人も14.4%あったそうです。

このマイナンバー制度について、少しでも理解が得られたらと願っています。

「受け取り拒否」を呼びかけるツイートが反響を呼んでいるようですが、マイナンバーが記載された通知カードを受け取ろうと受け取るまいと、各人にマイナンバーが割り当てられた事実が変わりはありません。マイナンバー制度は、所得や年金支給額、住民登録のほか、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当といった福祉の給付など国が一元管理できるようにするものです。マイナンバーは12ケタで原則として一生変えられなく、日本で暮らす人々が社会生活上、必要不可欠な個人情報に位置付けようとしています。

★ 9月下旬～11月にかけては秋の味覚を満喫されていると思いますが、今年はサンマが不漁だそうです。一方、松茸は豊作だそうです、高額の日本産マツタケは例年に比べ数割方安いそうです。マツタケといえば、以前は国産物に加えて韓国産、中国産でしたが、最近ではカナダ産、メキシコ産、トルコ産、モロッコ産、ブータン産と国際色豊かになってきました。

和歌山の秋の味覚は、イチジクにカキ、クリ、みかんと続きます。美味しいからと云って食べ過ぎにはくれぐれもご注意を!!

(編集委員 H生)

■組合だより 紀の水

●発行  和歌山市管工事業協同組合

理事長 小 向 俊 和

●編集 紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12

TEL(073)436-6801

FAX(073)436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail:wakayama@w-kankoji.com